

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年9月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第13号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等に伴う関係条例の整備に関する条例

(瀬戸市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 瀬戸市職員の分限に関する条例(昭和26年瀬戸市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(失職の例外) 第6条 法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、その罪となった事実が交通事故(車両等の交通による人の死傷又は物の損壊をいう。)又は職務上の過失により生じたものであって、当該刑の執行を猶予され、かつ、任命権者が情状により特に必要があると認めた者は、当該刑の執行猶予が取り消されない限り、その職を失わない。	(失職の例外) 第6条 法第16条第2号の規定に該当するに至った職員のうち、その罪となった事実が交通事故(車両等の交通による人の死傷又は物の損壊をいう。)又は職務上の過失により生じたものであって、当該刑の執行を猶予され、かつ、任命権者が情状により特に必要があると認めた者は、当該刑の執行猶予が取り消されない限り、その職を失わない。

(瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日 (以下この条から第20条の3まで及び附則第14項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5及び6 <省略></p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日 (以下この条から第20条の3まで及び附則第14項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、<u>退職し、若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5及び6 <省略></p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(<u>法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)</u></p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職</p>

した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) <省略>

2から4まで <省略>

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) <省略>

2から4まで <省略>

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)及び(3) <省略>

6から8まで <省略>

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日
(以下この条及び附則第14項第4号において
これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ
在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の
期間におけるその者の勤務成績に応じて、それ
ぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給
する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、
又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)
についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が
定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じ
て得た額とする。この場合において、任命権者
が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職
員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲
げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれ
ぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職
員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。
次項及び附則第14項第4号において同じ。)に
おいて受けるべき扶養手当の月額及びこれに
対する地域手当の月額の合計額を加算した額
に、100分の92.5を乗じて得た額の
総額

(2) <省略>

3から5まで <省略>

(休職者の給与)

第25条 <省略>

2から5まで <省略>

(2)及び(3) <省略>

6から8まで <省略>

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日
(以下この条及び附則第14項第4号において
これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ
在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の
期間におけるその者の勤務成績に応じて、それ
ぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給
する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、
若しくは法第16条第1号に該当して法第28
条第4項の規定により失職し、又は死亡した職
員(市長が定める職員を除く。)についても、
同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が
定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じ
て得た額とする。この場合において、任命権者
が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職
員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲
げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれ
ぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し
、又は死亡した職員にあっては、退職し、若
しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及
び附則第14項第4号において同じ。)にお
いて受けるべき扶養手当の月額及びこれに對
する地域手当の月額の合計額を加算した額に
100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) <省略>

3から5まで <省略>

(休職者の給与)

第25条 <省略>

2から5まで <省略>

<p>6 第2項又は第3項に規定する職員が、<u>これらの規定に規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第20条第1項の規定により市長が定める日に、それぞれ第2項又は第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が定める職員については、この限りでない。</u></p> <p>7 <省略></p>	<p>6 第2項又は第3項に規定する職員が、<u>当該各項に規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第20条第1項の規定により市長が定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が定める職員については、この限りでない。</u></p> <p>7 <省略></p>
--	---

(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 瀬戸市職員の退職手当に関する条例（昭和38年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) <省略></p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) <省略></p>

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者	(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者
2及び3 <省略>	2及び3 <省略>

(瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第4条 瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和42年瀬戸市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(退職手当) 第15条 <省略> 2 退職をした者が次のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 (1) <省略> (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者 (3) <省略> 3から8まで <省略>	(退職手当) 第15条 <省略> 2 退職をした者が次のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 (1) <省略> (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした者 (3) <省略> 3から8まで <省略>

(瀬戸市下水道条例の一部改正)

第5条 瀬戸市下水道条例(昭和45年瀬戸市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定工事店の指定) 第6条の2 指定工事店は、次に掲げる要件に適	(指定工事店の指定) 第6条の2 指定工事店は、次に掲げる要件に適

合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 工事業者（法人にあつては、その代表者）が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合

イ 工事業者（法人にあつては、その代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合

ウ <省略>

エ <省略>

オ <省略>

2 前項第4号エの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号エに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

（指定の申請）

第6条の3 <省略>

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 個人の場合は、住民票の写し、経歴書及び前条第1項第4号ア及びイに該当しないことを誓約する書類

(2)から(7)まで <省略>

（被登録資格）

第6条の10 <省略>

2 前項に定める者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を受けることができない。

合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 工事業者（法人にあつては、その代表者）が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権していない場合

イ <省略>

ウ <省略>

エ <省略>

2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

（指定の申請）

第6条の3 <省略>

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 個人の場合は、住民票の写し、経歴書及び前条第1項第4号アに該当しないことを証する書類

(2)から(7)まで <省略>

（被登録資格）

第6条の10 <省略>

2 前項に定める者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を受けることができない。

<p>(1) <u>精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>(2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>(3) <省略></p> <p>3から5まで <省略></p> <p>(登録の申請)</p> <p>第6条の11 <省略></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 前条に規定する被登録資格を有することを<u>誓約する書類</u></p>	<p>(1) <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していないもの</u></p> <p>(2) <省略></p> <p>3から5まで <省略></p> <p>(登録の申請)</p> <p>第6条の11 <省略></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 前条に規定する被登録資格を有することを<u>証する書類</u></p>
--	--

(瀬戸市消防団条例の一部改正)

第6条 瀬戸市消防団条例（昭和42年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者</p> <p>(2) 第8条の規定により<u>懲戒免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(分限)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者</p> <p>(3) <u>第7条</u>の規定により<u>免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(分限)</p>

<p>第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを降任し、<u>又は免職</u>することができる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、<u>又はこれに堪えない場合</u></p> <p>(3)及び(4) <省略></p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>前条第1号</u>に該当するとき。</p> <p>(懲戒)</p> <p>第8条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、<u>停職又は免職</u>することができる。ただし、<u>団長の行う懲戒処分</u>は、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 消防に関する法令、<u>条例又は規則</u>に違反したとき。</p> <p>(2) 職務上の義務に違反し、<u>又は職務を怠った</u>とき。</p> <p>(3) <省略></p> <p>2 停職は、1月以内の期間を定めて<u>行う</u>。</p> <p>(阻害行為等の禁止)</p> <p>第13条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、<u>若しくは著しくその活動能力を低下させる等</u>の集団的行動を行ってはならない。</p>	<p>第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを降任し、<u>または免職</u>することができる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、<u>またはこれに堪えない場合</u></p> <p>(3)及び(4) <省略></p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>前条第1号又は第2号のいずれかに該当</u>するとき。</p> <p>(懲戒)</p> <p>第8条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、<u>停職または免職</u>することができる。ただし、<u>団長の行なう懲戒処分</u>は、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 消防に関する法令、<u>条例または規則</u>に違反したとき。</p> <p>(2) 職務上の義務に違反し、<u>または職務を怠った</u>とき。</p> <p>(3) <省略></p> <p>2 停職は、1月以内の期間を定めて<u>行なう</u>。</p> <p>(阻害行為等の禁止)</p> <p>第13条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、<u>もしくは著しくその活動能力を低下させる等</u>の集団的行動を<u>行な</u>ってはならない。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第2条の「禁錮(こ)」を「禁錮」に改める規定、「当該各項に」を「これらの規

定に」に改める規定及び「当該各項の」を「、それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める規定並びに第5条及び第6条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の条例の規定に基づき行われた処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。